

□■受験対策ミニ講座 16号 2020□■（養成所ニュースプラス第22号）

コロナ感染拡大は収まらず、年末は寒波襲来も心配されるなか、本講座も今年最後の号となりました。学ぶべきことはまだまだたくさんありますが、時間も残されています。今こそがガンバリ時！ペースを崩すことなく取り組んでいきましょう。今回も「事例問題のタイプと解き方」がテーマですが、前回までのような「個別の対応」ではなく、事例を通して、制度の内容を問うタイプの問題です。

■Plus Quiz・・・・・・・・

【問題16】事例を読んで、Gさんの保護を行う実施機関として、最も適切なものを1つ選びなさい。（28回66：低所得者に対する支援と生活保護制度）

（事例）単身のGさんは、非正規雇用でP市の会社で働いていたが雇用期間が満了し、それまで住んでいたQ市のアパートを退去した。1ヶ月後、野宿をしていたR市にある河川敷で体調をくずし倒れた。通報によりS市の医療機関に救急搬送され入院した。Gさんは、T市に住民登録をしているが、医療費と生活費の捻出が困難な状況にある。

1. P市の実施機関である。
2. Q市の実施機関である。
3. R市の実施機関である。
4. S市の実施機関である。
5. T市の実施機関である。

答えと解説は最後に記載してあります。

■Plus Column・・・・・・・・

【事例から学べる制度・政策】

事例問題の多くは、ソーシャルワークの過程のうちの「ある段階」でのクライアントへの対応が問われますが、【28回66】で問われているのは、「制度に関する知識」です。事例文を読む前に選択肢を見て、何が問われているのかを把握しておくのも、ひとつの方法です。

この問題は生活保護制度における「現所在地保護」という考え方を知っていれば、難なく答えられます。「現所在地」とは要保護者が現在いる場所です。「要保護者」とは保護を受けている・いないに関わらず「保護を必要とする状態の人」を言い、「現に保護を受けている人」は「被保護者」です。「要保護者であっても被保護者ではない人」も数多くいる、という現実を知っておいてください。

保護を実施する機関は「要保護者の居住地の福祉事務所」が基本ですが、居住地がない場合や不明の場合、そして「居住地が明らかでも急迫した状態にある時」に、保護を実施するのは「現所在地の福祉事務所」です。事例のような「河川敷で倒れて救急搬送された状態」が「急迫した状態」にあたり、河川敷が「現所在地」です。「福祉小六法」を開いて、生活保護法19条を確認してみてください。

この制度について「本籍地で保護する」、「住民登録をしていないと受けられない」、「素行不良な者は受けられない」、「生活困窮に至った理由によって保護される」などは、すべて誤解です。生活保護法に明記されている「生活保護の原理」は、(1条) 国家責任 (2条) 無差別平等 (3条) 最低生活 (4条) 保護の補足性の4つ。「原則」は、(7条) 申請保護 (8条) 基準及び程度 (9条) 必要即応 (10条) 世帯単位の4つ。条文どおりに「四原理・四原則」をきちんと理解していれば正解できる問題があるのが、この科目の特徴でもあり、先輩諸氏からは「苦手意識があったけど、最後には好きになった」という声も聞かれます。この科目に「なじみ薄」だった人も、この機会にしっかり学んで「得意科目」としてください。

■Back Number・・・・・・・・

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

【Plus Quiz・・・・・・答えと解説】

過去問をいくつか体験すれば、「事例問題のタイプ」がわかってきます。ご自分なりの「解き方のコツ」を見つけてください。

1. × 以前の勤務地である P 市は居住地ではなく、また現在地でもありません。
2. × Q 市のアパートはすでに退去しており、居住地でも現在地でもありません。
3. ○ 体調を崩して倒れた時点で野宿していた R 市が現在地となります。
4. × 救急搬送された病院のある S 市は、倒れた場所ではないため、実施機関とはなりません。
5. × 住民登録している T 市には居住実態がなく、また住民登録は居住地の要件とされてないことから T 市は該当しません。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus